○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町西部は字園谷一二一六の一、一二一七の一、一二一八の一、一二一八の二、一二二三から一二二七まで、一二二九、一二三〇、一二三二の一、一二三六、一二七〇、一二七三、一二七六から一二八二まで、一二八四から一二八七まで、一二八八の二、一二九一、一二九三の一、一二九四の一、一二九五の一、一二九七、一二九八の一、一二九九の一、一三〇一から一三〇四まで、一三〇六、一三〇七、一三〇九から一三一一まで、一三一四、一三一五、一三二三、字中野一四二四の一、一四二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字園谷一二二五・一二三二の一・一二三六・一二七〇・一二七三・一二七九・一二八二・一二八四・一二八八の二・一二九四の一・一二九七・一二九八の一・一三〇九・一三一五・一三二三（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二三、一二八五、一三〇一から一三〇四まで、一三〇六、一三一〇、一三一一、一三一四、字中野一四二四の一、一四二五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷二三四〇の一、二三四七の七、二三四七の九、二三四七の一三、二三四七の六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柚の木谷二三四〇の一・二三四七の七・二三四七の一三・二三四七の六四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三四七の九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越三二九三、三二九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越三二九三・三二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字上釜蓋二四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上釜蓋二四の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町中通字向平二七四九の一、二七五〇の一、二七五〇の二、二七五一、二七五二、二七五五の一、二七五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向平二七四九の一・二七五〇の一・二七五〇の二・二七五一・二七五二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二六三の四六（次の図に示す部分に限る。）、四二五七の三九、四二六三の五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）